

平成27年度地域防災計画進行管理計画の概要

1 「進行管理計画」の策定目的の再確認

本市における災害予防施策の実施に当たっては、地域防災計画第1編第1部の中長期的な方針に基づき、同第2部の災害予防計画に位置づけた個別計画を、社会情勢や本市の財政状況等を踏まえながら段階的に実現していくことが必要である。

これらの個別計画項目に基づく施策・事業等の実施にあたっては、項目ごとに、本市総合計画の計画期間を「期間のめやす」として定めており、これを施策実施の指標として取り組んできたが、この進捗を評価・管理する仕組みが十分とはいえない状況にあった。

このため、平成26年度から導入した「進行管理計画」においては、市の総合計画の進捗管理（基本計画及び実施計画等）と整合を図りながら、別途作成する進行管理表において毎年度、個別計画項目の実施状況の評価を行い、災害予防計画全体の進捗状況を把握することで、本市の都市防災力の向上等の効果を確認するとともに、今後の課題を抽出することとした。

あわせて、この課題の解決とともに更なる都市防災力の向上を図るため、継続して実施する施策、強化する施策、新たに取り組む施策などを明確にしながら、次年度における目標指標を定めることとしている。

2 進行管理計画の作成手順

1) 進行管理計画表の作成

- ・ 庁内各部局及び外部関係機関において所管する個別計画の計画内容の更新及び進捗状況等を評価する。
- ・ これらをエクセルにより「進行管理計画表」として取りまとめる。
- ・ 評価指標は以下のとおりとする。

【H27 まで】

A	第5次総合計画の前期計画に定める期間（H23～H27）に達成する計画
B	第5次総合計画の後期計画に定める期間（H28～H32）に達成する計画
C	達成がH33以降の見込みとなる計画

【H28 計画以降】

A	第5次総合計画の後期計画に定める期間（H28～H32）に達成する計画
B	第5次総合計画後の概ね5年間（H33～H37）に達成する計画
C	達成がH38以降の見込みとなる計画

- ◎ 既に事務・事業・施策等が完了した計画、現在実施中で今後も継続する計画

2) 「進行管理計画」の作成

(1) 「評価総括表」の作成

○1) の評価表の当該年度計画及び見込みと次年度（新年度）の計画についての総括表作成

・各年度の評価指標の状況が比較できるように総括表を作成し、考察を行う。

(2) 当該年度の災害予防計画の進捗状況等の評価と課題の抽出

○当該年度の災害予防計画における主要な個別計画の進捗状況等を評価

・H27 計画において◎、A に位置づけていた主要な個別計画について、実施した施策・事業等に基づき進捗を評価する。

・H27 計画時点で個別計画の位置づけはなかった施策・事業の進捗をあわせて評価する。

○未実施及び未達成の施策や新たに取り組むべき施策などの課題を抽出

・H27 計画時点で A の位置づけがある主要な個別計画で、未実施・未達成のものその他の主要な施策の課題等を抽出する。

(3) 次年度（新年度）の目標及び期待する効果を設定

○次年度の主要な個別計画における、施策・事業の実施目標を設定

・H28 計画において◎、A に位置づける主要な個別計画について、実施を予定する施策・事業等の目標を設定する。

・H28 計画で新たに位置づける個別計画及び施策・事業等を明記する。

○災害予防計画として期待する効果の設定

・H28 計画における主要な個別計画の進捗により災害予防計画船体の推進に期待する効果を示す。

(4) その他

○これらの評価、目標設定については、「都市防災力向上」、「地域防災力向上」の視点から行うこととする。

3 平成 27 年度進行管理計画

1) 進行管理計画表の作成

○別添の「資料-1 (抜粋)」参照

2) 平成 27 年度進行管理計画の概要

(1) 「平成 27 年度評価総括表」の作成

○上記 1) の「進行管理計画表」の総括を以下のように示す。

	H25 末評価 (H26 当初)	H26 末評 価	H27 計画	H27 見込み	H28 計画
◎	169	193	197	213	224 (+2)
A	40	32	32	24	50
B	53	48	48	49	14
C	31	30	30	21	19
合計	293	303	307	307	307 (+2)
新	—	10	4		2 (案)

○考察

- ・平成 27 年度当初計画においては、土砂災害対策関係の個別計画項目が 26 年度から 4 項目増加し 307 項目であり、その計画評価は、◎が 197(193 +4)、A が 32、B と C の合計が 78 項目であった。
- ・平成 27 年度末には、307 項目のうち、新たに、防災施策の充実に向けた各種マニュアルの作成や避難行動要支援者対策の強化、地域と連携した防災学習会や防災訓練等の強化に努め、その結果、◎が 213、A が 24、となり B と C の合計が 70 となり、予防計画全体の進捗を図ることができた。なお、◎については、単に数の増加だけではなく、市民への情報伝達の多様化のため、SNS や防災行政無線の導入などのように、施策内容の強化・拡充にも力点を置いて取り組んだ。
- ・平成 28 年度計画については、一時避難所の設置などの個別計画を 2 項目追加して、全体で 309 項目となる見込みであり、◎は 226、A は 50 とし各個別計画の早期実現に努めるとともに、引き続き各計画の進捗状況を管理することで、災害予防計画に基づく各事業・施策を着実に実施し、本市の都市防災・減災力の向上を目指す。
- ・なお、H28 計画の B が大きく減少し A が増えているが、2-1) に記載したように計画期間の指標の見直しを行った結果であることに留意。

(2) 当該年度の災害予防計画の進捗状況等の評価と課題の抽出

○当該年度の災害予防計画における主要な個別計画の進捗状況等を評価

- ・災害予防計画全体については以下のように概ね着実に進捗していると評価できる。

【都市防災力の向上に向けた主要な施策】

①市における防災体制の整備充実

- ・防災拠点の整備、各種の危機管理マニュアルの作成等による危機管理体制の構築・各部署における災害発生時の迅速な体制構築の取り組みなどにより防災体制の充実を進めている。

②情報の収集・伝達体制の強化

- ・Jアラート・フェニックス防災システム・災害時優先携帯電話・あんしん防災システムの継続等、防災行政無線・安心メール・防災ラジオの導入・継続等により防災情報の的確な収集・伝達に努めている。
- ・防災マップを作成し全家庭に配布することで、洪水・土砂災害・風水害に平常時から備える取組を市民等に啓発している。

③災害時における各機関、広域との連携強化

- ・災害対策関連機関や広域の自治体、生活物資の供給・運搬等にかかる民間事業者、各福祉事業者など災害時における受援・支援体制構築のための協定の締結等を進めている。

④公共施設の整備、耐震化の推進

- ・国土軸であり広域大規模災害の際の重要な輸送路となる新名神高速道路をはじめ市内の幹線道路網の整備を推進するとともに、水道、ガス電気、電話等のライフラインの安全性の向上を促進している。
- ・学校の耐震化をはじめ、老朽化している公共施設の耐震化や建替えを推進している。

⑤住民の安全な避難の実施

- ・指定避難所における設備や備品等の充実、避難所開設体制の強化、災害時の生活物資確保のための民間事業者との物資供給協定の締結など安全な避難を確保する取組に努めた。

⑥災害時要援護者、避難行動要支援者対策の実施

- ・災害時要援護支援マニュアル等の作成、要援護者名簿の作成及び一部地域への提供を行った。
- ・福祉法人等の経営する福祉施設を災害時に「福祉避難所」として活用するための協定の締結を進めている。

【地域防災力の向上に向けた主要な施策】

①自主防災組織等の結成の促進

- ・自助・共助による地域防災力の要である「自主防災組織」、「自治会」、「地域コミュニティ組織」の結成・継続を促進している。

②防災知識の醸成、防災リーダーの育成

- ・防災学習会等により防災意識を醸成するとともに、ひょうご防災リーダー講座等を活用して地域の防災リーダーの育成を図っている。

③「地区防災計画」の作成促進

- ・自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員等に対し、地区防災計画制度の周知を図るなか、以前から福祉関係者のほか行政、消防、警察などの関係機関も参加し大規模な防災訓練の取組をしていた一つの地域が、内閣府の地区防災計画モデル地区に選定され、地区防災計画を作成し、今般の防災会議への同計画を提案があった。

④災害時要援護者、避難行動要支援者の支援の実施

- ・避難行動要支援者の支援体制については、平成 27 年度 4 つの避難支援組織が立ち上がり、支援組織において個別支援計画の作成を進めているところである。市内には、自治会が支援組織となっているところのほか、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員の各組織が一丸となって避難行動要支援者への取組を進めている地域もある。

⑤地域防災訓練の実施、地元と事業者との支援協定の締結促進

- ・毎年、各小学校区単位で（一部は複数の小学校区合同で）地域住民の主体的な防災訓練が実施されている。
- ・また、一部地域では、近隣のゴルフ場と非常時の避難場所として利用することについての協定を締結するなど事業者との協力体制を構築している。

○未実施及び未達成の施策や新たに取り組むべき施策などの課題を抽出

①市における防災体制の整備充実

- ・大規模災害発生時又は地域での局地的な災害発生時の地域の防災拠点となるよう「地域ステーション整備事業」及び「地区防災拠点整備事業」を位置づけているが、各施設に整備する施設及び設備についての具体的な計画はなく、また、これら機能を発揮するための人員の計画的な配備についても、現状では困難な状況にある。

②まちの「防災ブロック化」の推進

- ・「たからづか都市計画マスタープラン」において、河川や幹線道路沿道建築物の不燃化を促進することで、防災帯を構築まちの「防災ブロック化」を推進することを個別計画に規定しているが、現実的には個人の財産権を制限することに繋がることから、政策的に施策を実施することは非常に困難な状況にある。（類似計画複数あり）

③民間施設の耐震化等の促進

- ・公共施設の耐震化を進めると同時に、民間の建築物の耐震化を促進するため、耐震判定制度などの啓発に努めているが、活用が遅滞している状況にある。

④災害時要援護者、避難行動要支援者の支援の実施

- ・一定地域においては、積極的な地元姿勢がみられるものの、その他の地域では、防災学習には積極的であっても、災害時要援護者の取組で拡大することに躊躇される事案が見られるため、この取組の浸透には相当の時間と努力が必要と考えられる。

(3) 次年度（新年度）の目標及び期待する効果を設定

○次年度の主要な個別計画における、施策・事業の実施目標を設定

- ・災害予防計画全体については、H27に引き続き、以下の施策を着実に進捗していくこととする。

【都市防災力の向上に向けた主要な施策】

- ①市における防災体制の整備充実
- ②情報の収集・伝達体制の強化
- ③災害時における各機関、広域との連携強化
- ④公共施設の整備、耐震化の推進
- ⑤住民の安全な避難の実施
- ⑥災害時要援護者、避難行動要支援者対策の実施
- ⑦新規施策

- ・地域防災計画の構成等の更新、風水害対策体制の見直し。

（説明は割愛）

【地域防災力の向上に向けた主要な施策】

- ①自主防災組織等の結成の促進
- ②防災知識の醸成、防災リーダーの育成
- ③「地区防災計画」の作成促進
- ④災害時要援護者、避難行動要支援者の支援の実施
- ⑤地域防災訓練の実施、地元と事業者との支援協定の締結促進
- ⑥新規施策

- ・「宝塚市消防サポート隊」の発隊（説明は割愛）

○災害予防計画として期待する効果の設定

- ・H28計画における「都市防災力向上」のための個別計画及び「地域防災力向上」のための個別計画に基づく所施策・事業等の推進又は促進により、期待する主な効果として次の5点を挙げる。

- ①公共施設等の耐震性の向上、道路ネットワーク・ライフラインの機能の強化による都市防災力の進展
- ②多様なICTの活用による迅速で確実な情報の収集・伝達機能の充実
- ③関係機関、各自治体、多様な民間機関等との連携による引き出しの多い

防災機能の拡充

- ④市民等との連携による「自助」「共助」「公助」の役割の相互認識と協働体制の構築
- ⑤全ての関係者が平常時から備えができる訓練の実施やマニュアル等の整備

(4) その他

○これらの評価、目標設定については、「都市防災力向上」、「地域防災力向上」の視点から行うこととする。

(資料-1)H27地域防災計画 進行管理計画表(抜粋)

各対策項目(章・節)	個別計画	計画主体	H24当初計画	H25実施状況	H26実施状況	H27実施状況	H27実施状況	H27実施状況	H28実施状況	H28実施状況	H28実施状況	実施計画、予算等への反映等
第3節 災害時の広報体制の整備・強化												
(1) 広報用資機材等の整備	ア 拡声機付車両及びハンドマイク等の整備 拡声機付車両、ハンドマイク、アンプ等広報活動用資機材の増強を図るとともに、市民・事業所・団体等所有の拡声機付車両その他広報活動用機材のリストを作成し、非常時に沿ける調達資料とする。	市 総務部 市民交流部 都市安全部	B	B 一部◎	B	B 一部◎	B	B 一部◎	B	B 一部◎	A 一部◎	◎広報、資機材整備費
(2) 市における広報ソフト環境の整備	ア 非常時用広報ポータルサイトの作成 「広域時」及び「広域水害時」のそれぞれを想定し、「災害時の広報活動マニュアル」を作成する。なお、マニュアルには、状況別広報文例集、協力機関リスト、災害時要援護者向け広報活動関係資料等を含む。	市 健康福祉部 都市安全部	B	C	C	C	C	C	C	C	B	
	イ 「広報」から「非常時用広報ポータルサイト」の作成及び発生後対応の要約集 「広報」から「非常時用広報ポータルサイト」の作成後、速やかに発行するため、随時付「非常時用広報ポータルサイト」を作成しておくとともに、当初発行が困難な場合に備えて、第1号～第2号分の事前準備(予定順)による)を行う。	市 市民交流部	B	B 一部◎	B 一部◎	B 一部◎	B 一部◎	B 一部◎	B 一部◎	B 一部◎	◎	(必要な情報)をいかに迅速に発信するか、その方法を探る)
	ウ 災害時要援護者向け広報要員の確保 職員への資格取得奨励、ボランティア団体等との連携等により、点字、手話、外国語等の災害時要援護者向け広報活動に必要な技術を持つ要員の確保を図る。	市 都市安全部 健康福祉部	B	C	C	C	C	C	C	C	C	
	エ その他災害時広報のスペシャリストの確保 消防ボランティア登録等により、広報たからづかの職員や、広報車両によるアナウンス業務等の技術を持つ要員を確保する。	市 市民交流部 健康福祉部	B	B	B	B	B	B	B	B	B	

平成 2 8 年度 (2016 年度)

〔宝塚市地域防災計画に定める
「地区防災計画」について〕

平成 2 8 年 (2016 年) 5 月 2 0 日 (金)

宝塚市防災会議

宝塚市地域防災計画に定める「地区防災計画」について

1 地区防災計画制度とは

東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法の改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、「地区防災計画制度」が創設されました。

地区防災計画とは、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画として、市町村地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市町村地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的としています。

2 宝塚市における地区防災計画制度の推進について

宝塚市では、地区防災計画を作成するための参考となるように、平成27年3月に「宝塚市地区防災計画作成マニュアル」を作成し、平成27年4月から防災活動を実践する様々なコミュニティに対して、地区防災計画の制度説明を行ってきました。

宝塚市の地域防災活動には、自主防災組織などの自治会単位の防災活動に加え、まちづくり協議会による小学校区を単位とした、複数の自治会が連携した防災活動が実践されています。

地区防災計画における「地区」の範囲については、法律上の定めはありませんが、住民組織による避難所の運営、防災資機材の確保、災害時要援護者の避難支援の取り組みに関する情報共有など、個別の自治会では対応が困難な防災上の課題を解決するために、小学校区単位での地区防災計画を推奨し、地域防災のさらなる連携強化を進めていきたいと考えています。

3 地区防災計画と防災会議の関係

地区居住者等は、地区防災計画の素案を作成し市町村防災会議に対して提案を行うことができます。また、市町村防災会議には、地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることについての応諾義務が課せられています。

4 地区防災計画の内容について

地区防災計画の内容については、宝塚市地区防災計画作成マニュアルで一定の例示はしていますが、基本的には地区居住者等が自由に決めることができるため、地区ごとの特色に応じて計画のボリュームや内容は多様なものとなることが想定されますが、宝塚市地域防災計画に掲載し、市の防災計画の一部となることから、内容や文章校正については、ある程度の統一性が必要であると考えます。

そのため、地区防災計画の素案を受理した際は、計画の内容や、宝塚市地域防災計画の内容に抵触していないかなどを、総合防災課で確認したうえで、地区防災計画の素案をもとに、宝塚市地域防災計画に掲載するための概要版を作成します。

具体的には、地区防災計画に「必ず記載する事項」として、以下の5つの項目を記載した概要版を作成します。また、必要に応じて各地区の特性や対象とする災害など、地区に応じた項目を追加することとします。

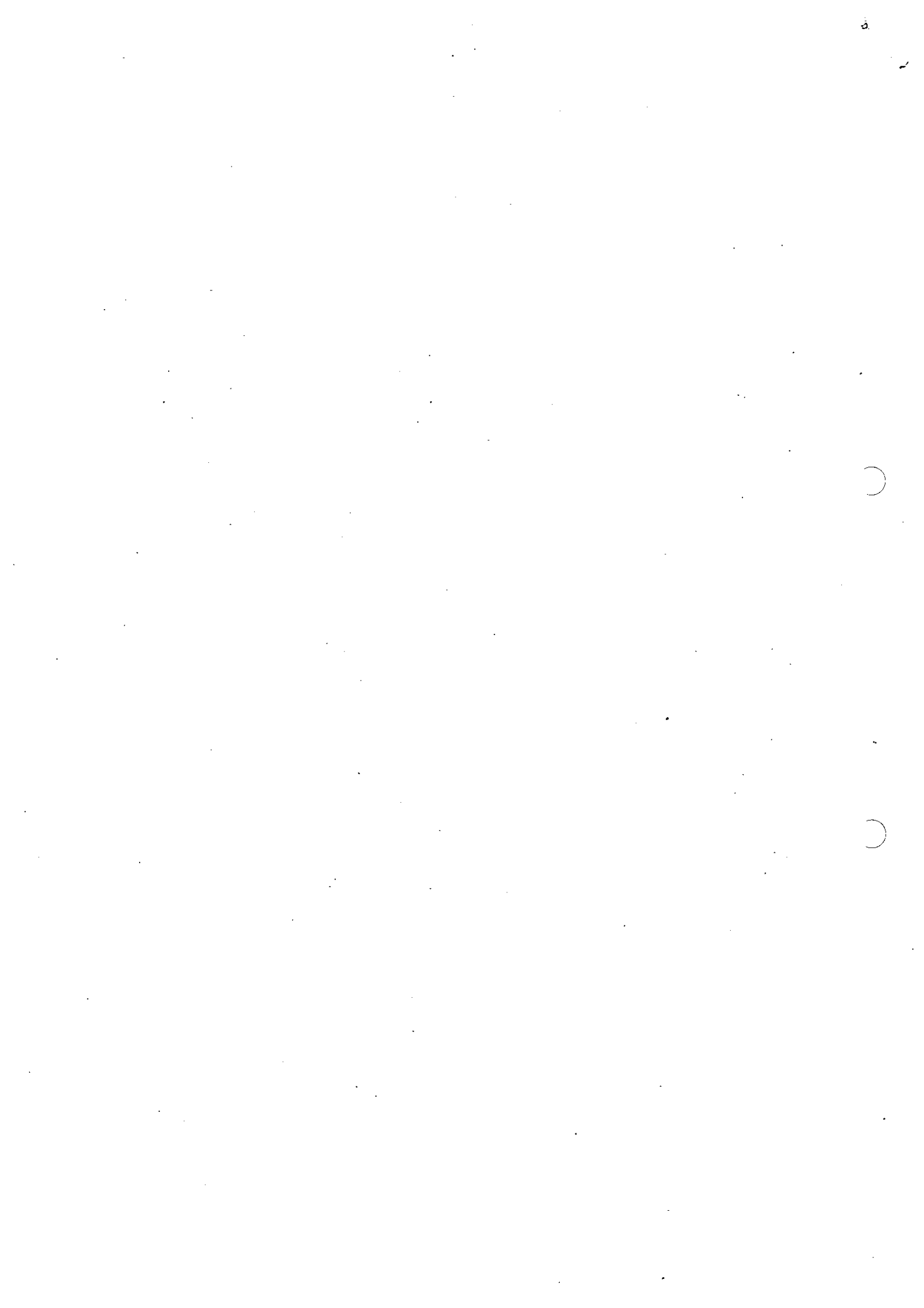
地区防災計画の概要版に必ず記載する事項	
①	計画の名称
②	活動の基本方針及び目標
③	計画の対象範囲（領域）
④	活動主体、活動団体
⑤	主な活動計画

5 宝塚市防災会議における地区防災計画の取扱いについて

宝塚市防災会議では、宝塚市地域防災計画に地区防災計画を規定するために、地区防災計画の地元案から作成した「概要版」を宝塚市地域防災計画の修正案の一部として確認いただき、宝塚市地域防災計画に掲載する内容として決定します。

6 地域防災計画への掲載について

宝塚市防災会議で決定された地区防災計画については、宝塚市地域防災計画第1編に新たに第3部を設けて地区ごとの防災計画の概要を掲載していくこととします。



宝塚市地域防災計画の構成等の更新について

1 趣旨・目的

本市地域防災計画は、防災・災害対策における根幹的な計画であり、地震、風水害、大規模事故の予防計画及び災害対策計画等を記載していますが、阪神淡路大震災後抜本的な改正を行って以来、法改正や制度改定、東日本大震災関連事項などにより数々の見直しを行う中で、計画全体で1,300ページを超える膨大なボリュームとなっており部分的に重複する箇所も見られます。このため、現計画を継承しながら全体の統廃合を行い、簡潔で運用が容易、かつ、市民等にも分かりやすい計画となるよう、その構成等を更新することとして、新たな計画案を検討します。

2 基本的な考え方

最新の国の防災基本計画及び兵庫県地域防災計画並びに各種法令等との整合性を図るとともに、これまでの改定の経緯を踏まえ、基本は現在の計画内容を継承することとし、近年の台風及び集中豪雨による洪水、土砂災害等を踏まえ、これらの災害に対応した実効性のある宝塚市地域防災計画に改定することを目的として再編集作業を行います。再編集の基本方針としては、①わかりやすく読みやすい計画となるよう工夫する②職員が使いやすくなるよう工夫する③更新・検索のしやすさに配慮する、以上の3点です。

3 概要

(1) 計画本編について

計画本編（現行は総則・災害予防計画編、地震対策計画編、風水害対策計画編、大規模事故災害等対策計画編）を一本化し、重複する部分を整理しながら全体の記述量を減らします。

【現行】宝塚市地域防災計画 合計1,311頁

【再編集】合計約1,000頁

※すべて防災会議で決定（簡易な見直しを除く）

第1編 総則・災害予防計画編 185頁

第2編 地震対策計画編 } 441頁

第3編 風水害対策計画編 } 441頁

第4編 資料・様式編 525頁

第5編 大規模事故災害等対策計画編 160頁

本編 約250頁 ※防災会議で決定

資料・様式編 約600頁 ※市で決定

災害時行動マニュアル編 約130頁 ※市で決定

(2) 災害時行動マニュアルについて

通常業務にはない災害時特有の対応業務の手順等を計画本編に記述するのではなく、災害時行動

マニュアル編として編集します。この作成にあたっては、他自治体の先進事例や国・県の防災に関するガイドライン、行動計画を参考に市において新規作成します。なお、大きな変更等を行わない限り、防災会議の議事案件とはしません。

(3) 資料・様式編について

資料・様式編を電子データで管理し、リンクやインデックスを付与することによって計画本編や災害時行動マニュアルから参照しやすくします。また、事務局が庁内担当各課、防災関係機関と調整し、市において適宜更新することとします。なお、大きな変更等を行わない限り、防災会議の議事案件とはしません。

4 今後のスケジュール (予定)

本防災会議で改訂業務の方針を説明し、専門委員のご意見を伺い、パブリック・コメントを経た上で、次年度の防災会議で内容を報告します。

